

令和8年度 札幌市立東橋小学校 いじめ防止基本方針

※下線は令和8年度の変更点

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「自ら考え行動する明るく心豊かな子の育成」のために「東橋小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校づくりを進めるため、教職員・児童の意識改革を図り、道徳教育をはじめとする様々な取り組みを充実させ、教職員研修を計画的に実施する。
- ② いじめに組織的な対応を行うため、学校いじめ対策組織として子ども支援委員会を組織し、その責任者は校長とする。
- ③ 校長不在時には教頭が責任者代行を務め、校長に相談、報告し、決済を得る。
- ④ いじめの未然防止・早期発見のため、児童自らが互いに認め合える取組を充実させ、すべての児童が安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる学校づくりを推進する。
- ⑤ 保護者や地域、関係機関等との連携を積極的に進める。
- ⑥ 教職員が集めた情報は、定期的開催する子ども支援委員会や、ICT を活用し、共有を図る。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こり得る、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

授業研究を積み重ねて、指導力の向上を進める。学習の習慣化を進めて基礎的な学力を身に付けさせ、学習意欲の向上や意欲的な授業の創造をめざす。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 学校行事において、児童自らが計画、実行する機会を多く設けて、人と関わりながら進める重要性を感じさせ、自己肯定感やソーシャルスキルの育成を図る。
- ② 委員会活動やクラブ活動を通して、児童相互や異学年交流を積極的に進め、望ましい集団育成に努める。
- ③ 自他の良さを大切に、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

(3) いじめを許さない、見逃さない雰囲気醸成

- ① 教育活動全般における道徳教育の取組や児童会などの自治的な活動を通じて、人の尊厳を認める児童を育成し、児童自らがいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるようにする。
- ② 授業や体験的な学習を通して、命の大切さや互いに思いやることの大切さを実感させる取り組みを進める。
- ③ いじめている児童はもとより、周りで見えていたりはやし立てたりする児童についてもいじめに加担していることを認識させるなど、いじめを許さない・見逃さない雰囲気づくりを進める。
- ④ 携帯電話やスマートフォン、パソコンなどの利用が進む中で、情報を引き継ぐなど小中一貫パートナー校とも連携しながら情報モラルの指導を進めるとともに、保護者にも啓発していく。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① シャボテンログなどを活用し、児童の細かな変化を見逃さず、全教職員で情報を共有するために教職員間の情報交換を密にする。また、保護者との連携を積極的に図り、相談体制の強化を進める。
- ② 情報については、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を収集の基本として、ICT（アクセス）の活用その他、いじめアンケートや教育相談、いじめのサインチェックシートなどを積極的に活用する。
- ③ 教育委員会やスクールカウンセラー、児童相談所、区役所保護課（ケースワーカー）、家庭児童相談員、民生児童委員などの関係機関と連携を進める。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、遅滞なく情報が全教職員で共有できるよう教頭へ速やかに報告する。教頭は、子ども支援委員会を開催し、学校全体で対応するための体制を整備し、解決に向けて対応を進める。
- ② ①の子ども支援委員会開催に当たっては、構成員全員がそろわない場合でも、速やかな対応のため出席可能な構成員で行う。
- ③ 被害児童の保護を最優先に対応し、加害児童に対する指導は毅然として行う。また、周りの児童についても自己の問題として捉えさせるよう指導する。
- ④ 解決を図るため、教育委員会をはじめ、警察やスクールカウンセラー、児童相談所、区役所保護課(ケースワーカー)、家庭児童相談員、民生児童委員等の関係機関と連携を進める。
- ④ いじめの情報については、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- ⑤ 悩みやいじめに関するアンケート調査の結果や、アセスメントシートは、小学校から中学校に情報を引き継ぎ、継続して対応できるようにする。また、転出児童についても同様に引き継ぐ。
- ⑥ いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、子ども支援委員会において行う。
- ⑦ いじめに関する資料の保管期間は、卒業・転出後3年間とする。また、いじめの重大事態に関わる文書は5年間とする。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

【組織名】 子ども支援委員会

【構成】 校長、教頭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、SSWを必須とし、必要に応じて関係者も加わる。また、必要に応じて専門家（弁護士、医師、省察間経験者、教育学者など）や関係者も参加する。

【役割】 いじめに関する情報や児童の生活指導上にかかわる情報の収集や記録、共有を行い、基本方針に基づく具体的な年間計画の作成や実行、検証、修正を行う。いじめに関する情報が生じた場合は、迅速に会議を開催し、情報の共有、事実確認、指導や支援の方針の決定を行うとともに、関係諸機関や保護者との連携を行う。

【年間計画】

- ・月に1回、月末の連絡会の後を基本に開催、必要に応じて緊急時に開催

- ・児童の毎日の状況をシャボテンログで確認する。
- ・児童対象のいじめアンケート調査（年2回、6月、10月頃）
- ・教育相談（随時）
- ・保護者との懇談（家庭訪問、個人懇談等）
- ・校内研修会
- ・児童に関する情報交換（随時）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校だよりや学校ホームページ等を通じて情報発信を行う。
- ② 学校関係者評価委員会やPTA 常任委員会等において学校の様々な取組について報告し、協力を求める。
- ③ 地域（菊水地区青少年健全育成委員会等）や関係機関との連携を深める。

(3) 取組内容の検証

- ① 定例の子ども支援委員会において、検証と点検を行い、取り組みの深化を図る。
- ② 「運営に関する計画」の立案、進捗状況の評価、最終の学校評価において、AAR サイクルをもとに検証して、新たな取組に反映させる。

7. 重大事案への対処

- ① 「生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大事案が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し対処する。
- ② 児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。
- ③ 教育委員会や警察の指導と支援のもと、校内に調査組織を設置して事実関係を明確にして、必要な措置を行う
- ⑤ 被害の児童・保護者に対しては、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥ 教頭が対策会議を実施する。対応については、責任者である校長に相談、報告し、決済を得る。